

第14回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年2月25日（金曜日）午前10時

場所

東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター
15階 ホール15A

決議事項

議 案 補欠監査役2名選任の件

新型コロナウイルス感染予防のため、本総会につきましては、書面の郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。



株式会社トゥエンティフォーセブン

証券コード：7074

証券コード：7074
2022年2月10日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社トゥエンティーフォーセブン
代表取締役 小 島 礼 大
社 長

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会につきましても、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（2頁～3頁）に沿って、2022年2月24日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15A
(新型コロナウイルス感染予防のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項 第14期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきまして、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://247group.co.jp/>)に掲載しておりますので、本通知には記載していません。したがって、本通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した計算書類の一部であります。
- ◎本通知の添付書類および株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://247group.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使

行使期限

2022年2月24日（木曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年2月24日（木曜日）
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2022年2月24日（木曜日）
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

議決権行使ウェブサイトは、2022年2月11日（金）午前5時から2022年2月14日（月）午前5時の間、メンテナンス作業のため、取り扱いを休止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

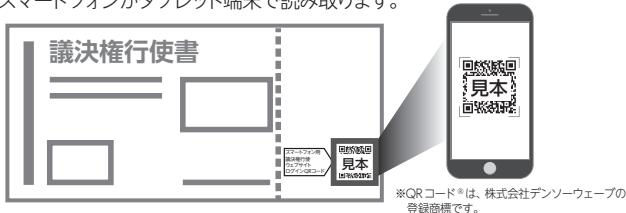
※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

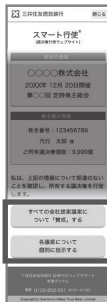
「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

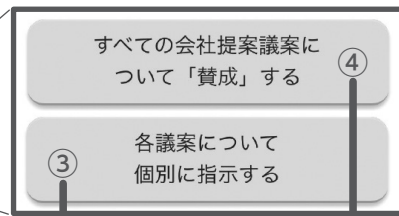
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



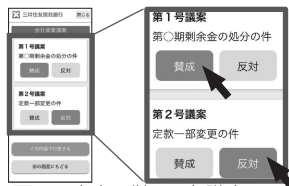
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

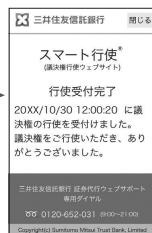


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

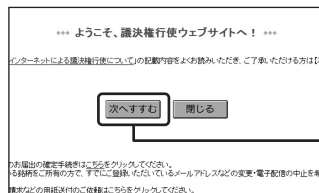
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

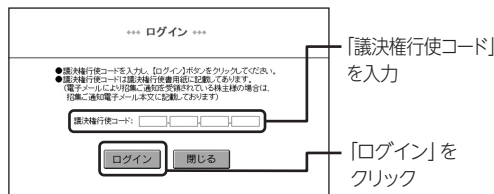
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

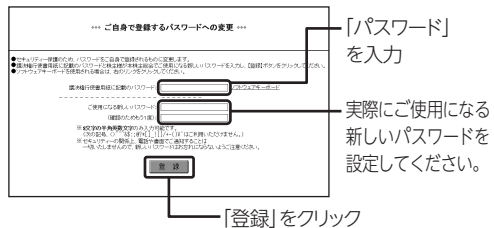
②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者はつぎのとおりであり、門倉洋平氏は現監査役吉原慎一氏の補欠としての候補者、國元孝臣氏は現監査役豊田史朗氏および鶴森美和氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	かどくら ようへい 門倉 洋平 (1981年8月19日生)	2004年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2013年12月 東京弁護士会 登録 AZX総合法律事務所 入所 2014年11月 東京桜橋法律事務所 入所 2017年6月 埼玉弁護士会 登録換え 弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所 設立 代表パートナー (現任)	一株
2	くにもと たかおみ 國元 孝臣 (1973年9月18日生)	1996年4月 (株)東海銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入社 2003年8月 (株)国元書房 入社 2011年2月 (株)国元書房 代表取締役 (現任) 2016年6月 (株)サンウエイ 取締役 2016年9月 (株)ウインローダー 監査役 (現任) 2019年11月 (株)エコランド 取締役 (現任) 2021年2月 (株)サンウエイ 監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 門倉洋平氏、國元孝臣氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏が社外監査役として就任された場合、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 門倉洋平氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士、公認会計士としての専門的な知識と豊富な企業法務経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、補欠の社

外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 國元孝臣氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 門倉洋平氏、國元孝臣氏が社外監査役に就任した場合、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用を補填の対象としております。門倉洋平氏、國元孝臣氏が就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度の大半の期間において緊急事態宣言もしくは、まん延防止等重点措置が発出された結果、社会経済活動は大きく制限され、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請などにより、当社の事業も大きな影響を受けました。

このような経営環境の中、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」という経営理念のもと、パーソナルトレーニングジム事業「24/7Workout」およびパーソナル英会話スクール事業「24/7English」においては、感染予防に最大限留意したうえで、営業を継続してまいりました。

当社の主力事業である「24/7Workout」においては、当社の3大コストである人件費、広告宣伝費、地代家賃の抑制を中心に、売上高に応じた費用のコントロールを徹底してまいりました。既存店舗については、好業績店舗の増床や条件のよい近隣物件への戦略的移転の推進などにより堅実な店舗展開を実施し、収益構造の改善に努めてまいりました。

短期集中型で英語力を高めたいニーズに応えるサービスとして展開する「24/7English」においては、新型コロナウイルス感染症による長引く海外渡航の規制もあり、需要の回復にはいならず、7店舗の閉鎖を余儀なくされました。その一方で、「ネイティブ講師×バイリンガル講師」を特徴とし、コンサルティング付きで低価格かつオリジナルカリキュラムを提供するオンラインコーチングサービス「BSS (Bilingual Study Support) 英会話」を推進し、より気軽に英会話を学びたいという需要の喚起に努めてまいりました。

また、低糖質食品通販事業「24/7DELI & SWEETS」においては、商品ラインナップを充実させ、食べ続けられるおいしさで糖質制限中でも食事水準を維持しながら、ストレスのないダイエット体験を提供すべく、その認知度向上および販売促進に努めてまいりました。

その結果、当社の直営店は68店舗（前事業年度末比9店舗減）となり、当事業年度の売上高は5,457,172千円（前事業年度比4.3%減）、営業損失は50,391千円（前事業年度は営業損失1,013,975千円）、経常損失は42,978千円（前事業年度は経常損失984,993千円）、当期純損失は136,707千円（前事業年度は当期純損失1,500,260千円）となりました。

なお、当社はパーソナルトレーニング事業を展開する単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、有形固定資産、無形固定資産、敷金および保証金、長期前払費用を含め148,337千円であります。

その主たるものは、新規出店に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

当社は新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響の長期化に備えることを目的として、手元資金を十分に確保するため、取引金融機関と300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

① 事業環境の変化に耐え得る収益基盤の強化

当社の主たる収益基盤はパーソナルトレーニング事業「24/7Workout」、 「24/7 English」であります。完全予約制の個室型マンツーマン形式でサービスを提供し、顧客・従業員等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限留意しながら営業いたしておりますが、国内外の感染者数は増加傾向にあり、再び経済活動の大幅な抑制を余儀なくされることも想定されます。

そのような環境下においても、当該二事業のサービス品質向上を継続するとともに、店舗の有無に左右されない非対面型の「24/7Online Fitness」、 「BSS英会話」ならびに低糖質食品通販事業「24/7DELI & SWEETS」等の物販販売の拡充を図るほか、新規事業及び新商品開発にも積極的に取り組み、多角的な収益の確保に努めてまいります。

② 集客手法の最適化

当社の集客はWebマーケティングによる広告宣伝の比率が高く、パーソナルトレーニングジム関連を中心にインターネット検索数は年々増加傾向にあります。

そのような環境下においても、常に費用対効果の高いWeb広告手法の開拓にチャレンジするとともに、集客手法の最適化に努めてまいります。

③ リピート顧客の拡大

当社の経営理念は「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」であります。本理念のもと「①事業環境の変化に耐え得る収益基盤の強化」で述べた各種サービスを提供いたしておりますが、膨大な顧客データを用いてAIに学習させ、サービスの継続利用やクロスセルを含めた個別最適な提案を実現させる等の顧客管理機能を強化し、一度当社サービスを利用いただいた顧客に対して、繰り返し継続利用いただける価値創出に努めてまいります。

④ 知名度の向上

当社は「24/7Workout」、「24/7English」、「24/7DELI & SWEETS」等のサービスを提供する当社自身の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。今後はより一層、様々なメディア等を使った情報発信を強化することにより知名度向上を目指してまいります。

⑤ 人材の確保

当社が、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社としましては、採用における競争力の強化を図るために、魅力のある職場環境を構築いたします。従業員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社が、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社としましては、健全な企業経営に不可欠なコンプライアンス意識を醸成すべく、制度が従業員に十分浸透し定着するよう、継続的な取り組みを推進してまいります。また、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第11期	2019年度 第12期	2020年度 第13期	2021年度 (当期) 第14期
売上高	6,801,455千円	7,697,542千円	5,700,414千円	5,457,172千円
経常利益又は経常損失 (△)	1,108,032千円	971,353千円	△986,399千円	△42,978千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	755,148千円	583,772千円	△1,501,666千円	△136,707千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	188.79 円	145.45 円	△333.39 円	△30.25 円
総資産	3,577,117千円	5,549,395千円	3,834,776千円	3,644,683千円
純資産	1,510,606千円	3,667,579千円	2,167,318千円	2,032,052千円
1株当たり純資産額	377.65 円	815.02 円	481.63 円	449.22 円

(注) 記載金額 (1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を除く) は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長小島礼大であります。当社は当社不動産賃貸契約に対して当社代表取締役社長小島礼大より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。2019年11月の上場以降、貸主との交渉により当該債務保証の解消に努めております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社等の取引は、当社社内規程に基づき、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な借入先
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容
当社は、パーソナルトレーニング事業を主要な事業としております。

(9) 主要な営業所および工場

① 本 社：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階

② 店 舗

・ 24/7Workout 直営店

北海道	1 店舗	宮城県	1 店舗	東京都	25 店舗
神奈川県	4 店舗	千葉県	3 店舗	群馬県	1 店舗
静岡県	2 店舗	愛知県	2 店舗	大阪府	6 店舗
京都府	1 店舗	兵庫県	2 店舗	岡山県	1 店舗
広島県	1 店舗	福岡県	3 店舗	鹿児島県	1 店舗
新潟県	1 店舗	和歌山県	1 店舗	大分県	1 店舗
栃木県	1 店舗	石川県	1 店舗	埼玉県	4 店舗
茨城県	1 店舗	熊本県	1 店舗		

・ 24/7English 直営店

東京都 3 店舗

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
271名	50名減

(注) 上記従業員数には臨時従業員（契約社員、アルバイト）157名は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,523,600株 |
| (3) 株主数 | 1,466名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小島 礼大	3,149千株	69.61 %
株式会社SBI証券	121 "	2.69 "
萩原 裕司	100 "	2.22 "
門田 洋	80 "	1.77 "
小川 幸男	46 "	1.02 "
JPモルガン証券株式会社	38 "	0.86 "
新沼 吾史	33 "	0.74 "
中山 慶一郎	29 "	0.66 "
楽天証券株式会社	28 "	0.63 "
山野 英次	25 "	0.57 "

- (注) 1. 当社は、自己株式を107株所有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

＜第3回新株予約権＞

- ① 発行決議日 2016年12月19日
- ② 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ③ 新株予約権の行使価額 1株あたり61円
- ④ 新株予約権の行使条件

イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

ハ) 新株予約権の買入れ、担保権の設定は認めないものとする。

ニ) 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年12月20日から2026年12月19日まで
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	50個	20,000株	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小島 礼大	代表取締役社長	—
下川 智広	取締役 コーポレート本部 本部長	—
植原 一雄	取締役 パーソナル事業本部 本部長	—
橋本 玄	取締役	(株)地域金融研究所 特別顧問
吉原 慎一	常勤監査役	東京六本木法律特許事務所 パートナー
豊田 史朗	監査役	ブリッジコンサルティンググループ(株) バックオフィスソリューション事業部マネージャー
鶴森 美和	監査役	虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役橋本玄氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役吉原慎一氏、豊田史朗氏および鶴森美和氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役吉原慎一氏は、弁護士、公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンス並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役豊田史朗氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役鶴森美和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年2月25日開催の第13回定時株主総会において、吉原慎一氏、鶴森美和氏は監査役に就任いたしました。

(2) 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任時の会社における地位	退任時の重要な兼職の状況	退任日
山口 豊義	常勤監査役	TYPコンサルティングオフィス 代表	2021年1月18日
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所 パートナー (株)ジンズホールディングス 社外監査役 (株)マーケットエンタープライズ 社外監査役 テックファームホールディングス (株)社外取締役 (監査等委員) TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング (株) 代表取締役	2021年2月25日

- (注) 1. 監査役山口豊義氏は、逝去による退任であります。
2. 監査役大井哲也氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用を補填の対象としております。なお、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ) 当該方針の決定方法

当社は、役員報酬等に関する事項について、当該決定方針を役員報酬規程により定めており、取締役会にて決議しております。

ロ) 当該方針の内容の概要

- i) 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
- ii) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬の限度内とし、取締役会において決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役が決定する。
- iii) 固定報酬（業績に連動しない報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責等に応じて支給額を決定する。
- iv) 業績連動報酬（業績に連動する報酬）を支給する場合、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じ、支給額を決定する。
- v) 非金銭報酬を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するもの

とし、付与数は役位、職責に応じ、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じて決定する。

vi) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬に関する株主総会の決議は、2015年8月1日開催の臨時株主総会で、取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内、2018年2月27日開催の第10回定時株主総会で、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。2015年8月1日時点の臨時株主総会終了時の取締役は5名、2018年2月27日第10回株主総会終了時の監査役は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度の実績の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長小島礼大に決定を一任しております。代表取締役社長小島礼大は、当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役の当該事業年度における業績貢献度の評価を行うにあたり最も適しているため、取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役	86,176	86,176	—	—	4
(うち社外取締役)	(5,400)	(5,400)	(—)	(—)	(1)
監査役	11,100	11,100	—	—	5
(うち社外監査役)	(11,100)	(11,100)	(—)	(—)	(5)

(注) 上表には、2021年1月18日に退任した社外監査役1名及び同年2月25日に退任した社外監査役1名に対する報酬及び員数が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者との関係において、配偶者、3親等以内の親族、並びに、その他これに準ずる者の該当はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
橋本 玄	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かすべく、適宜発言を行っております。
吉原 慎一	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会には、10回中10回、また監査役会には、10回中10回出席し、主に弁護士および公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
豊田 史朗	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士および税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
鶴森 美和	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会には、10回中10回、また監査役会には、10回中10回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 RSM清和監査法人

(注) 2021年2月25日開催の第13回定時株主総会において、新たにRSM清和監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,090千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,090千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会がRSM清和監査法人の報酬等については、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決議いたしました。その後毎年見直し、決議いたしております。

なお、基本方針は以下の通りとなっております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社が共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保をするためコンプライアンス管理体制を整備し、「企業行動憲章」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につきコンプライアンス教育をすることにより、その周知徹底を図る。
 - ロ) コンプライアンス管理責任者は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
 - ハ) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ニ) コンプライアンス管理責任者およびコンプライアンス委員会を通じて、当社における法令違反または「企業行動憲章」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - ホ) コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス管理責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - ヘ) 代表取締役直轄の内部監査室を設置し内部統制の監査を行う。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - ロ) 取締役および監査役は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類をいつでも閲覧することができる。
 - ハ) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社は、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針および体制を定める。
 - ロ) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ハ) コンプライアンス管理責任者は、各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
- 二) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ホ) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する実施責任者、運用責任者およびコンプライアンス管理責任者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ロ) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- ハ) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができる。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 財務報告の信頼性および実効性を確保するため財務報告に係る内部統制の構築・運用を図る。
- ロ) 財務報告の作成過程においては虚偽記載ならびに誤謬などが生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
- イ) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の内部監査室の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができる。
 - ロ) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。
 - ハ) 当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ) 取締役は、取締役会およびその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告することとする。
 - ロ) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
 - ハ) 内部監査室は、監査結果等内部監査に関する事項について監査役に報告するものとする。
 - ニ) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた時には速やかに報告することとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - ロ) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - ハ) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス委員会等は、それぞれ定期的および随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- ⑨ 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- イ) 「反社会的勢力排除規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役および使用人に対し周知徹底を図ることとする。
 - ロ) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 情報の保存および管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会および重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

② 取締役の職務執行

定例取締役会（毎月1回開催）において、法令又は定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当事業年度につきましては、監査役会を12回開催しております。

④ コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、対象の社員へのコンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス教育を推進しております。

なお、当事業年度につきましては、コンプライアンス委員会を4回開催しております。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、各店舗および各部門に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めはございません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,120,285	流動負債	1,308,845
現金及び預金	1,908,548	買掛金	2,269
売掛金	35,600	未払金	184,230
商成品	55,078	未払費用	180,282
貯蔵品	14,541	未払法人税等	61,543
前渡金	8,071	前受金	665,360
前払費用	98,426	預り金	11,929
その他	18	賞与引当金	76,574
固定資産	1,524,397	ポイント引当金	9,707
有形固定資産	1,089,934	売上返金引当金	1,893
建物	1,032,641	資産除去債務	4,583
工具、器具及び備品	22,396	その他	110,471
建設仮勘定	34,896	固定負債	303,785
無形固定資産	123,970	資産除去債務	303,785
ソフトウェア	121,705	負債合計	1,612,630
その他	2,265	(純資産の部)	
投資その他の資産	310,492	株主資本	2,032,052
長期前払費用	10,620	資本金	792,387
繰延税金資産	13,598	資本剰余金	787,387
敷金及び保証金	286,273	資本準備金	787,387
		利益剰余金	452,410
		その他利益剰余金	452,410
		繰越利益剰余金	452,410
		自己株式	△132
		純資産合計	2,032,052
資産合計	3,644,683	負債・純資産合計	3,644,683

損益計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,457,172
売上原価	2,759,019
売上総利益	2,698,152
販売費及び一般管理費	2,748,544
営業損失	50,391
営業外収益	
受取利息	18
業務委託料	2,750
助成金収入	2,624
還付加算金	1,692
自動販売機収入	193
その他	133
経常損失	42,978
特別利益	
固定資産売却益	1,717
特別損失	
固定資産除却損	2,155
減損	44,810
税引前当期純損失	88,227
法人税、住民税及び事業税	39,609
法人税等調整額	8,870
当期純損失	136,707

株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	791,600	786,600	786,600	589,118	589,118	—	2,167,318	2,167,318
当期変動額								
新株の発行 (新株の 予約権の 行使)	787	787	787				1,574	1,574
当期純損失(△)				△136,707	△136,707		△136,707	△136,707
自己株式の取得						△132	△132	△132
当期変動額合計	787	787	787	△136,707	△136,707	△132	△135,265	△135,265
当期末残高	792,387	787,387	787,387	452,410	452,410	△132	2,032,052	2,032,052

独立監査人の監査報告書

2022年1月20日

株式会社トゥエンティーフォーセブン
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トゥエンティーフォーセブンの2020年12月1日から2021年11月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イに留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月21日

株式会社トゥエンティーフォーセブン 監査役会
社外監査役（常勤） 吉原 慎一 ㊟
社外監査役 豊田 史朗 ㊟
社外監査役 鶴森 美和 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター
15階 ホール15A



会場最寄駅

都営三田線内幸町駅A5出口徒歩1分

JR山手線/京浜東北線/東海道本線/横須賀線新橋駅日比谷口徒歩7分

東京メトロ銀座線/都営浅草線新橋駅8番出口徒歩7分

東京メトロ日比谷線/丸ノ内線/千代田線霞ヶ関駅C4 徒歩8分